

成熟経済の資金循環における「社会的企業」 の役割についての考察¹

前 田 拓 生

A Consideration on the Role of “Social Enterprises” in the Fund Circulation of matured Economy

Maeda Takuo

はじめに

昨年8月に顕在化した米国のサブプライムローン問題により、世界の証券市場はパニック状態に陥るとともに、あらゆる証券化商品から一斉に資金が撤退したことによって、金融市場においても流動性に対する不安が高まった。そしてそのため、実体経済にも大きな影響が出るようになり、行き場を失った世界中の投機性資金はコモディティ市場に向かった。初めは金（ゴールド）市場、その後、原油市場に入り込むこととなった。大量の資金がコモディティという小さな市場に入り込んだため、価格が一気に高騰し、原油価格は一時140ドルを上回る水準にまで上昇した。このような原油価格の高騰は、実体経済にも直接影響を及ぼすこととなった。これだけの大幅な、しかも、短期的な高騰は、産業の川上の物価だけに留まらず、各国の消費者物価も軒並みに高騰させることとなったのである。

このような一連の経済動向による悪影響は、今も経済を疲弊させるように作用し、世界経済全体を不安定化させている。

本論文では、このような経済の不安定化についての原因を、「富の蓄積」という面から考察するとともに、投機的行動の要因を分析する。そこでは成熟経済における資金循環の問題が明らかになり、そして、この資金循環についての問題解決の方法としては「社会的企業」という社会的な仕組みが効果的であることも理解できよう。つまり、現在の社会的システムの中に社会的企業というものを組み込むことにより、「豊かさの中の停滞」の中でも資金を投機に流れるのを防ぐことができ、生活の質における「(つまり、量ではない)豊かさ」を生み出すことができるようになることを明らかにしていく。

1 この研究は、NPO 法人ローカルアクション・シンクボッツ・まち未来（通称「NPO まちぽっと」）の「非営利金融・アセット研究会」での議論の一部をまとめたものである。

第1章 成熟社会の資金循環

1. 「富の蓄積」が社会的重要性を持たなくなる時代

ケインズはその著『わが孫たちの経済的可能性』において「経済的問題は、100年以内に解決されるか、あるいは少なくとも解決のめどがつくであろう²と予言している。ここで言う「経済的問題」とは「生存のための闘争についての問題」であり、これは人類にとって「第一義的な最も切迫した問題」であると考えられてきたものである。そして、この「生存のための闘争」において人類が必要とするものは、「われわれが仲間の人間の状態の如何にかかわらず感じるという意味³」での「絶対的な必要 (absolute needs)」に属するものである⁴。「絶対的な必要」は当該個人にとっての「絶対的なもの」なので、「十分に満たされた」という状態は存在するのであり、ケインズは将来時点 (1930年から100年以内) でそのような状態になると予言しているのである⁵。

そして現状、佐伯 (2000) が指摘するように、日本は「生活の必要という点では経済はもはや決定的な問題ではなくなった」といえる経済状態にあり、「人間が社会生活をしてゆく上での決定的な欠乏の感覚はもはやなくなってしまった」⁶といえる。また、フライ/スタッツァー (2005) の研究では、一人当たり GDP が1万5000ドルを超えるようになると、それ以降の GDP のデルタ (差分) が、当該国の国民が感じる幸福感におけるデルタに対して逓減するということが実証的に明らかになった⁷。これは、一人当たり GDP が1万5000ドルを超えると、生活に必要な衣食住に関わるストックの購入や将来に対する不安を払しょくするのに必要となる貯蓄 (潜在的購買力) などに支障がなくなるからであると推測できる (つまり、「絶対的な必要」が満たされていると考えられる)。このことから日本を含む先進国は、すでに一人当たりGDPが1万5000ドルをはるかに超える水準にあるので、先進国に限れば、ケインズの予言はすでに的中していると考えることができよう。

しかし同時にケインズ本人は、この経済的問題が解決された後に獲得される余剰、つまり、「生活の豊かさ」によって、賢明で快適で裕福な生活を送ることのできる国民が「どれほどいるのか」という点に対して、かなり懐疑的な見解を持っていた。なぜならば、このような「豊かさ」を享受することができるのは、「活力を維持することができて、生活術そのものをより完璧なものに洗練

2 宮崎義一訳 (1981) 『ケインズ全書 第9巻』東洋経済新報社p393

3 宮崎前掲書p393

4 ここで必要とされるものはアダム・スミス (水田洋訳『道徳感情論 (上)』岩波文庫) が言う「健康で負債がなく、良心にやましいところのない」(第1部第4編 (第1章) p116) という境遇に至るために必要とされる財などと考えられる。

5 ケインズは「絶対的な必要」が十分に満たされるような状態になれば、経済的問題が解決される、または、解決のめどがつくということを述べているのであり、そのような時点が、この著の書かれた時点 (1930年) から100年以内に到来することになる。もし、このような状態が到来することになれば、すなわち、経済的問題が解決される (または、解決のめどがつく) ということを意味するのだから、人類にとっては喜ばしく、歓迎に値する状態といえる。

6 佐伯 (2000) p23引用

7 フライ/スタッツァー (2005) p120参照

し、生活手段のために自ら売り渡すことのないような国民」のみであるからであり⁸、「余剰の時代、豊かな時代を、不安感を抱くことなしに期待できるというような国もなければ国民もいない」と考えられるからである⁹。

他方、現在の世界経済を見た場合、このようなケインズの懸念も的中したと考えることができる。つまり、現在の世界経済においては、「富の蓄積がもはや社会的重要性をもたない」（p330）にも拘わらず、「富の蓄積」をやめるといよりも、むしろ、加速度的に拡大している状態にあり、まさに「余剰の時代、豊かな時代を、不安感を抱くことなしに期待できるというような国もなければ国民もいない」ということを如実に物語っている状態にあるといえる。

このような状態になるのは、人間には上述の「絶対的な必要」の他に、もう一つの「必要」が存在するからである。その「必要」とは「相対的な必要（relative needs）¹⁰」であり、これは「その充足によって仲間たちの上に立ち、優越感を与える場合にかぎって感じるという意味」での「必要」と考えられているものである。そのため、このような「優越の欲求を満たしたい」という感情は、どこまで行っても「満たされる」という状態には至らない。つまり、現在の先進国等においては、すでに「絶対的な必要」という意味で「富の蓄積」を行うことはなく、これらにおける社会的重要性もなくなっているが、「相対的な必要」により、「富の蓄積」がなされることになり、しかも、この「必要」は満たされることはないので、「富の蓄積」は際限なく続けられると考えられる。

2. 「貨幣」と「欲望」との関係

ここで「富の蓄積」とは、貨幣およびその貨幣価値を保蔵できる金融商品等の蓄積を意味する。しかし、佐伯（2000）が指摘するように「貨幣は剰余が生じることによって発生する」が、貨幣的交換の「本質」はあくまでも「生活の必需品の交換」¹¹にあるので、貨幣は「それ自体価値をもつものではない」のであり、「あくまでも同意に基づく想像上のものでしかない」と考えられる。つまり、「貨幣的交換は、土地の生産性を上げ、労働の実質をより豊かなものとし、社会全体の富（労働生産物）を増大する限りで支持される」（p84）ことになる。したがって、貨幣は剰余物の交換において登場するが、それは一時的に不均衡な分布になったとしても、「貨幣と交換は、モノをとにかくも社会の必要な場所に配置するための装置なのであり、この装置は、一方で経済的な必要をそれぞれ適正な場所に配置すると同時に、社会的には、相互に同意し承認し合った人格（財産主）の秩序を生み出す」（p85）ことになる。このような装置を前提とした社会的なモデルを「市場＝

8 宮崎前掲書p395

9 宮崎前掲書pp395～396

10 この「必要」はアダム・スミスの言う「健康で負債がなく、良心にやましいところのない」という境遇にある人が、追加的に求める場合の「必要」と同じであり、実際には「余分なもの」であるものの、「他人からの同感や称賛、あるいは尊敬や感嘆」を得るために行う、「虚栄」のための「必要」と同義と考えられる。ここで「虚栄」とは堂目（2008）によると「自分の本当の値うち、すなわち胸中の公平な観測者が自分に与える評価よりも高い評価を世間に求めること」（p74）である。

11 佐伯（2000）においては以下のように述べられている。「貨幣はあくまでも剰余の交換に対応している。しかしまた、一方におけるこの剰余は他方の側における必要であろう。したがって、剰余／必要の不均衡が貨幣的交換を生み出すことになる。とはいえ、一方の側での剰余が他方で必要とみなされるということは、この貨幣的交換の「本質」は、あくまでも自然法によって支持された労働生産物＝生活の必需品の交換であることを意味しているのである」（pp82～83）

物財交換モデル」ということにした場合、市場＝物財交換モデルでは貨幣およびその貨幣価値を保蔵できる金融商品等の蓄積もまた、社会の中に「あるべき場所（必要）」があり、そこには「過不足」という概念が存在しないことになる。その意味ではケインズの「絶対的な必要」に関する「富の蓄積」は市場＝物財交換モデルから導かれるものといえよう。

ところが、「市場交換は本質的に貨幣的なもの¹²⁾」であり、しかも、即時的購買力の担い手である貨幣との交換である以上、市場においてはあらゆるものとの交換が可能であることを前提としていることから、「未知のモノ」との交換ができて初めて市場が成立することになる¹³⁾。そして、ここでいう「未知なるモノ」には生活維持や秩序維持の次元を超えたモノも存在し、その中には奢侈的または象徴的な価値を持つモノなどが存在するが、これらは現時点の生活空間には存在しないものといえる。その上、人の欲望は「存在しないもの、不在なもの¹⁴⁾」を対象とするので、貨幣およびその貨幣価値を保蔵できる金融商品等は、その欲望を将来的に満たすために蓄積することになる。つまり、こういう「人の欲望を満たすために必要なもの」が、すなわちケインズの言う「相対的な必要」と考えられるので、このような「富の蓄積」は市場＝物財交換モデルでは生まれないことになるが、市場交換が貨幣によって行われるということを考慮すれば、社会的な過不足を超える「富の蓄積」の拡大も説明することができるのである。しかも、人の欲望には際限がないので、市場＝物財交換モデルでの結論とは違い、「富の蓄積」は無限に拡大することになる。このような貨幣の機能から導かれる状態を「市場＝貨幣的交換モデル」とすれば、市場＝貨幣的交換モデルによって導かれる「富の蓄積」は、ケインズのいう「絶対的な必要」とは乖離したものとなり、社会的重要性を持たない「富の蓄積」が拡大することを説明できる。

3. 投機と投資

ここで市場＝貨幣的交換モデルにおいて蓄積される「富」は、現時点における生活の必要物資の確保のために存在するものではない。なぜなら、もし「現時点で必要なもの」であれば、それと等価の貨幣によっていつでも交換されるはずなので、そのために富として蓄積されることはないからである。したがって、人が「富を蓄積」するのは、現時点では「存在しないもの、不在なもの」を将来時点において得るためだと考えられる。このように「欲望充足の繰り延べを最も純粋に制度化したものが貨幣である¹⁵⁾」といえる。換言すれば、「絶対的な必要」が満たされている状態においても、市場の中で自らのあるべき姿を映し出した時、人は必ず「欲望」が生まれるので、その「欲望の実現可能性」を先送りできるものが貨幣であるといえる。貨幣として「富を蓄積」することに

12 佐伯 (2000) p86

13 佐伯 (2000) p86参照

14 佐伯 (2000) 「欲望は、大地と労働と必要にかかわる確かなものへ向かうのではなく大地から離れ、労働によっては獲得できず、必要とは無縁となったカテゴリーへ向けられる。それは不在のものへの渴望であり、不確かなものへの渴望と言つてよい。金銀が働きかけるのは、まさにこうした欲望に対してであり、金銀はこのような欲望に対して象徴的な等価性と設定してゆくのだ」 (p89)

15 佐伯 (2000) p298

よって、常に存在する人の欲望を、その都度、繰り延べすることができることから、「富の蓄積」は無限に拡大されていくことになる。

しかしこの場合、「富の蓄積」は貨幣だけで蓄積されるのではなく、株式などの金融資産としても蓄積されることになる。株式等に投資された貨幣は、社会にとって必要な生産設備等に流れ込むことを通じて、市場均衡がはかられることになるのであり、その意味では市場＝貨幣的交換モデルと市場＝物財交換モデルがリンクすることになる。つまり、家計等の貯蓄が投資に回っている限りにおいて実体経済で過剰生産は生じないことになる。しかし、株式等の金融資産は、実際の生産現場等とは切り離された金融商品として金融市場で売買される存在であり、「価値を絶えず雪だるまのように膨張させる使命を帯びた¹⁶⁾」財産である。したがって、金融市場では価値の増殖を目指して「貨幣がただ貨幣と交換され、貨幣のみのシステムの中で流通し、そのことによってまさにそこにヴァーチャルな価値が形成されてしまう¹⁷⁾」のである。そのため、「貨幣と貨幣の間の絶えざる差異化が生み出す剰余価値のみがここでの関心」となり、実体経済との結びつきはほとんどなくなるので、取引自体がマネーゲーム化することになる。このような状態は「投資」ではなく、「投機」と言わざるを得ないものであり、この場合そこにはヴァーチャルな価値があるだけであり、「確かな基準」というものは存在しない。あるのは「金融市場」というシステムの中で常に「流通している」ということだけである。

そして、投機は「(短期的な)不確実性をプラス要因として活用」する。つまり、不確実性が支配する市場においては価値の変動が大きく、利益機会が増えるため、投機性資金が増加することになる。他方、不確実性が支配する経済では、企業等は生産を縮小しようとするため、投資が減少することになる。そのため、不確実性が存在する場合、「生産部門から金融部門への資本のシフトが生じる¹⁸⁾」こととなり、市場＝物財交換モデルにおいて想定される消費に対して過剰生産に陥ることになる。そして、このようにして起こった過剰生産により、社会の不確実性が増大するため、生産部門から金融部門への資本のシフトがさらに増加し、一層、実体経済を悪化させる圧力が高まることになる。しかも、投機性資金は自己の増殖過程にしか関心を持たなくなるので、実体経済の方に戻ることはなく、経済全体を不安定化させる結果となる。

第2章 社会的企業の重要性と事業スキームについての考え方

1. 「豊かさの中の停滞」とその問題点

第1章では市場＝貨幣的交換モデルから導かれる「投機」により、社会全体が不安定化することをみてきた。ここでケインズのいう「経済的問題」がすでに解決された社会でなければ、閉鎖社会

16 佐伯 (2000) p312

17 佐伯 (2000) p335

18 佐伯 (2000) p336

を前提とする限り、そもそも当該社会内における「富の蓄積」が「投資」に結びつくことによって生産性の向上や生活の向上に役立つことから、貨幣や貨幣価値の増殖は問題ではなく、むしろ、その利潤は生産に投下されることになる。しかし、「経済的問題」がすでに解決された社会の場合、投資を決める予想収益率が低水準になる。これは「資源が乏しい」とか、「生産能力が低い」とか、「労働者の勤労意欲が低い」からではなく、「人々が現在の生活水準にそれなりに満足し、将来にわたりそれほど消費を増加させない¹⁹⁾」ためであり、社会が「豊か」になったからである。つまり、このような社会では、極めて低い水準の利率が継続されなければ、投資は増加することがなく、低成長経済になると考えられる。しかしそのような中であっても、技術革新や新商品の開拓などのイノベーションによって、シュムペータがいう「企業者利潤」によって経済成長を高めることがある。しかし、そもそも企業者利潤は時間とともに逡減する²⁰⁾ものであり、「経済的問題」がすでに解決された社会においては、一過性の成長になる場合が多いものと考えられる。したがって、現在の先進国経済は徐々に長期停滞し、低成長または「定常経済²¹⁾」に陥ることになると思われる²²⁾。

したがって、日本ではすでに長期的な停滞状態に入っていると思われるが、今後は先進各国も同様に「豊かさの中の停滞」を経験するようになると考えられる。そしてその際に、上述の通り、ケインズが懸念する市場＝貨幣的交換モデルが全面的な社会が訪れ、世界経済全体を不安定化させることになる可能性が高い。実際、現状においてもその傾向が表れている²³⁾が、今のままの社会システムでは市場＝貨幣的交換モデルからは脱却できないであろう。なぜなら、現在の社会システムである資本主義の中にすでに市場＝貨幣的交換モデルが組み込まれているのであり、そこから脱却するのであれば、そのシステムの基礎になっている「豊かさ」に対する定義について、人々の認識を変革させる必要があるとともに、それを施すような新たな枠組みを構築する必要があるからである。

とはいえ、現状、「豊かさ」に対する認識は変化しつつある。例えば、日本でも内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と考えている国民の割合が年を追うごとに増加しているのに対して、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と考えている国民の割合は徐々に減少し、現在では前者の割合が過半数を占めるに至っていることがわかる²⁴⁾。つまり、これからの生活においては、物質的・量的な豊かさよりも、ゆとりのある質的な豊かさの

19 佐伯 (2003) p155

20 塩野谷・中山・東畑訳 (1977)『シュムペータ 経済発展の理論 (下)』岩波文庫pp96～97参照

21 資本労働比率が一定の水準に収束する経済。

22 つまり、「豊かな社会」にならばなるほど経済の停滞、すなわち長期不況に陥る可能性が高くなる」(佐伯 (2003) pp155～156)

23 現在においても昨年8月以降に顕在化したサブプライムローン問題によって、金融市場が混乱する中、その資金はコモディティである原油相場に流れ、各国経済にダメージを与えることとなった。また、高リスク金融商品に対してCDS (クレジット・デフォルト・スワップ) というオプション取引を利用した債務保証をすることにより、金融商品が多様化していたが、サブプライムローン問題およびその後の原油先物相場の高騰により、経済実態が失速する中、金融機関が相次いで破たんしたことにより、CDSの危険性が顕在化することとなった。

24 内閣府『国民生活に関する世論調査』。なお、これについては前田 (2008) pp106～107を参照。

方が大切と考えている人が過半数になっているのであり、人々は経済の「量」から「質」へと関心を移しつつあると考えられる²⁵。このように人々の「豊かさ」に対する関心は変化しつつあることはわかるが、この変化を後押しする社会的なシステムがなければ、実際には行動できず、市場＝貨幣的交換モデルによって社会が不安定化する中、その防衛のために人々は「貨幣を保蔵する」ことになるため、ますます社会の不安定性が増大することになる。

2. 「市場＝物財交換モデル」と社会的企業

そこでこのような不安定性を増大させないようにするには、社会システムの中に市場＝物財交換モデルを組み込むことが大切であり、それを実現させるための仕組みを構築することが重要になる。つまり、「貨幣をただ貨幣と交換する」ような、また、「貨幣と貨幣の間の差異から剰余価値を生み出す」だけの取引ではなく、貨幣の交換が直接生活必需品に流れ、また、生産手段に流れることによって、人々が「質」の意味で「豊かさ」を実現できる仕組みの構築が必要なのである。この仕組みの一つとして考えられるものが「社会的企業（Social Enterprise）²⁶」である。

社会的企業というのは、比較的新しい概念²⁷であり、統一した定義は現在のところ固まっていないものの、ある程度共通した特徴を持つと考えられている。その共通した特徴の一つとして、「社会的企業は利潤極大化以外の諸目的を追求する²⁸」というものがある²⁹。この特徴によって「貨幣をただ貨幣と交換する」ようなことが無意味になると同時に、「貨幣と貨幣の間の差異から剰余価値を生み出す」こと自体ができなくなる。なぜなら、資金拠出者は当該組織の運営上のリスクによって経済的なリスクを負うことになるが、そのリスクに見合ったリターンへの配分に制限（場合によっては配分を受ける権利さえない場合がある）があるので、リスクーリターンの関係が成り立たないからである。そのため、このような社会的企業への資金拠出は、当該組織の目的に賛同し、協力する、一つの方法に過ぎなくなる。したがって、資金拠出者に配分されなくなった当該組織によって生じた剰余は「活動拡大のために再投資されて、組織を統制する人々よりも他の人々の利益になるように使われる³⁰」ことになり、それが活動の目的にもなっている。つまり、社会的企業では、通常の営利企業とは異なり、「利潤極大化」を目標としていないことから、市場＝貨幣的交換モデルから脱却することができるとともに、再度、「他の人々の利益」のために剰余が利用されることになる。ここでいう「他の人々」とは、当該組織に関係するコミュニティやそのステークホルダー

25 佐伯（2003）においては以下のように述べている。「豊かな社会」においては、人々は、ただ消費物資を買い込むことに関心を持つのではなく、生活の質、レジャーの過ごし方、美的な生活、手作りの（つまり、生産性の低い）日用品、社交のための空間や装置などに関心を移してゆくだろう」（p180）

26 Social Enterpriseについても「社会的企業」と訳することが正しいか否かについても議論があるが、この点に関してはボルザガ／ドゥッフルニ（2004）の定義に従った。また、議論の内容については解題（pp501～527）を参照のこと。

27 ラビル／ニッセンズによれば「19世紀にはじまった社会的経済すなわち協同組合、共済組合、アソシエーションといった法人組織を含むセクターの最新の展開である」（ボルザガ／ドゥッフルニ（2004）p420）としている。

28 ボルザガ／ドゥッフルニ（2004）p368

29 これは一切の「利潤（剰余）の配分しない」ということではなく、配分においては何らかの制限を付けるなどのルールを作った上で利益配当を行っている場合も含まれる。

30 ボルザガ／ドゥッフルニ（2004）p25

(生産者、消費者、従業員、ボランティアなど)を指すと考えられることから、資金拠出者が当該組織のコミュニティに所属している、または、ステークホルダーとして参加しているのであれば、金銭的・物質的な意味でのリターンという意味ではなく、社会的な意味でのリターンを享受できることになると考えられている。この場合、「どのような社会的な意味でのリターンがあるのか」については、当該組織の目的や活動によって大きく異なることになるが、資金拠出の直接的な「見返り(配当など)」ではないことは確かであるとしても、その個人が考えている「豊かさ」に起因するリターン」を享受できるものであると考えることが妥当であろう。

このように社会的企業というものを社会システムの中に取り込むことによって、貨幣が、市場＝貨幣的交換モデルで想定された(つまり、単に貨幣および貨幣価値を保蔵している金融商品と交換され、それが社会的な不安定性を増大させるような)ルートを通るのではなく、人が求める「豊かさ」を提供する社会的企業に資金が回ることによって、市場＝物財交換モデルを通じて貨幣および金融資産自身が、社会の中に「あるべき場所(必要)」に落ち着くことができると考えられ、社会が不安定化する現象を緩和させる効果があると思われる。

3. 社会的企業の法制度

しかし、「豊かさ」という概念において金銭的・物質的なもの以外という場合、その「豊かさ」について想うものは人それぞれであり、各人によって大きく異なることになる。したがって、「社会的企業」といってもその組織が求める「豊かさ」により、組織形態や運用方法、そこに集うステークホルダーが一様ではない。このような多様性の存在によって、各国でもその形態に相違がみられる。このような相違の内、以下では社会的企業の法制度および事業スキームについてのみ、ボルザガ／ドゥフルニ(2004)を中心に欧州の社会的企業について考察する。

社会的企業の法人形態は、上述の通り、各国によって異なるが、その多くは協同組合またはアソシエーション(日本の法制度でいえば「民法上の任意組合³¹⁾」または「商法上の匿名組合³²⁾」に相当する組合組織)に分けられる。そして、アソシエーションが「準企業に匹敵する国、あるいは、アソシエーションみずからの社会的目的を達成する手段として、市場における財やサービスの生産・販売を少なくとも容認している国³³⁾」ではアソシエーションの組織形態をとって社会的企業を設立される場合が多く、他方、「アソシエーションの特徴が主に営利を目的とせず、しかも、協同組合の設立が容易な国³⁴⁾」の場合には、協同組合による法人形態をとって社会的企業を設立される場合が多いことが観測される。とはいえ最近の傾向としては「アソシエーションがより企業家的な性格をもつことで協同組合の形態に近づいてくる」、一方、「協同組合がその社会的側面を発展させ

31 民法第667条(組合契約)から第688条の内容に規定された組合をいう。

32 商法第535条に規定された組合をいう。

33 ボルザガ／ドゥフルニ(2004) p480。なお、これに属する国は、例えば、フランスやベルギーなど。

34 ボルザガ／ドゥフルニ(2004) pp480~481。なお、これに属する国は、例えば、スウェーデンやフィンランド、イタリア、スペインなどである。このような国で現状、「協同組合」の形態になっていない場合も、「協同組合の特徴の一部が変容したかもしれない」と指摘している。

ながら非組合員にも利益を及ぼすことでアソシエーションの形態に近づいてくる」という流れがみられ、それに基づいて新しい組織を設立できるように法律上の改正、または、新しい法律制定の動きがある³⁵。したがって、現在のところ社会的企業の組織形態としては、協同組合の形態を軸にしつつ、非組合員も巻き込んだ「マルチステークホルダー」型の法人形態が中心になってきている。その特徴を記したものが、図表1である。

図表1³⁶ 社会的企業の定義

| | 指標・基準 | 概要 |
|-------|-----------------|---|
| 社会的指標 | ①コミュニティへの貢献 | コミュニティ・地域レベルでの社会的責任を積極的に果たす。 |
| | ②市民による設立 | コミュニティ・市民の協同の活力に依拠する。 |
| | ③資本所有に依存しない意思決定 | 資本所有者の重要性は否定しない。しかし、「1株1票」性ではなく、「1人1票」制によって意思決定を行う。 |
| | ④影響を受ける人々の参加 | 顧客代表・ステークホルダーの参加を促進する。経済活動を通じて地域レベルの民主主義を促進する。 |
| | ⑤利益分配の制限 | 部分的なあるいは全面的な利潤への分配制限を置き、利潤極大化行動を抑制する。 |
| 経済的基準 | ①財・サービスの継続性 | 財の生産・サービスの継続的な供給こそ、社会的企業の第1の存在理由である。 |
| | ②高度な自律性 | 行政からの補助金を活用することもある。しかし、市民による自律的創設に依拠して、他の組織からの管理されることはない。 |
| | ③経済的リスク | リスクを負うことを想定する。生存可能性はメンバーや労働者たちの努力しただと考える。 |
| | ④有償労働 | 貨幣的資源と非貨幣的資源の混合に依拠するとともに、有償労働者の一定量を活動継続のために位置づける。 |

図表1よりわかるように、資本所有者（つまり、資金拠出者）の存在は否定しないものの、それに対する利益分配は多くの国で制限されている（または、全面的に行われていない）。しかも、その議決権についても資金拠出額によるのではなく、当該組織のステークホルダーによる民主的な議決方法をとっているため、市場＝貨幣的交換モデルによる資金ルートを断ち切ることができる。さらに、社会的企業の存在理由が「財の生産・サービスの継続的な供給」にあることから、市場＝物財交換モデルが想定している社会的循環システムの実現とともに、当該組織のステークホルダーがそれぞれ考えている、生活の質に関係する「豊かさ」の実現に向けて活動することになる。

当然のことではあるが、この社会的企業が、現在の資本主義における営利企業にとって代わるということを想定しているわけではない。しかし、社会的システムの中で市場＝貨幣的交換モデルに

35 フランスの「社会的共通益のための協同組合」、ベルギーの「社会的な目的をもった会社」に関する法律、イタリアの「社会的企業に関する法律」などである。これらに共通する動きとして「企業的な行動を強調する傾向にあるため、アソシエーションの形態よりも協同組合の形態を促進するもの」（ボルザガ／ドゥフルニ（2004）p481）になる傾向にある。

36 ボルザガ／ドゥフルニ（2004）p513の「図表3」を転載。

よる資金ルートを断ち切るとともに、国民が望む「生活の質」という意味での「豊かさ」の実現をはかるためには、それなりの仕組みが必要なのであり、それが社会的企業であると考えられる。

4. 社会的企業についての問題点

社会的システムの中で市場＝貨幣的交換モデルによる資金ルートを断ち切る仕組みとして社会的企業の存在は重要であるものの、社会的企業は、営利企業における統治（ガバナンス）のあり方と違い、「明確な所有者がない」ゆえに統治コストが高くなり過ぎるというデメリットが生じる。つまり、社会的企業では「サービスの生産過程と意思決定過程への、顧客、ボランティア、地域コミュニティの代表者からなる多様なカテゴリーのステークホルダーによる参加」が優位性であるものの、「環境変化に迅速に対応する能力をステークホルダー間の利害対立が阻止する場合」には、明らかな不効率要因となる。

また、例えば社会的企業のステークホルダーにおいて資金を拠出する者と拠出しない者が存在する場合、法人組織の経済的リスクは全てのステークホルダーが追うことになっているが、当該法人組織が破たんした場合、資金拠出者以外のステークホルダーは「豊かさ」における質的なダメージを被ることになる可能性があるものの、資金拠出者のような経済的なダメージは基本的になく、法人である限り、そこに集うステークホルダーは有限責任の場合が多いので、実質的には資金提供者のみに経済的リスクを負わせていることになる。にもかかわらず、議決権における優位性もなく、利潤分配における制限もあることになれば、積極的に資金を拠出しようとするインセンティブを全く持たないことになる。その意味で協同組合系の組織であれば、金額の多少についての問題点は残るものの、すべての組合員が拠出を前提としているので、経済的リスクとしてはクリアー出来よう。しかし上述の通り、協同組合としても非組合員にまでステークホルダーを拡大しようとしている中で、ある一定のインシヤルコストがかかるような事業を行う社会的企業の場合には、資金拠出に対するインセンティブについても何らかの配慮を要するものと思われる。

おわりに

以上のようにケインズのいう「経済的問題が解決した社会」においては「豊かさの中の停滞」が起り、市場＝貨幣的交換モデルによる資金ルートによって社会は不安定化することになる。それを防ぐためには、社会的システムの中で市場＝貨幣的交換モデルによる資金ルートを断ち切る仕組みとして社会的企業を取り込むことが大切であることをみてきた。この点に関しては欧州が先進的に取り組んではいるものの、我が国においてもいろいろな議論がなされるようになってきている。特に今年12月に施行される新公益法人改革は「社団および財団」についての大きな制度変更であり、そこで誕生する「一般社団」は、内容を見る限り、設立も容易であり、特定非営利活動法人（いわゆる「NPO 法人」）とは違い基金の拠出が認められているので、事業型の組織として期待が持て

る。

しかし、「基金」には「減少させる」という概念がない上に、株式会社の「資本準備金」のような勘定科目も用意されていないので、実務的には使用しづらい面も否めない。また、協同組合型ではないので、当該法人の経済的リスクを、事実上、基金拠出者以外は負わないことになる。それに関わらず、基金拠出者は法人の経営決定における議決権者とは別³⁷であり、剰余の配分は禁止されている。したがって、基金拠出に対するインセンティブが法的にはないことになるので、実際の運営上は非常に厳しい状態になる。

このような問題点もあるが、「社会的企業」にもっとも近い法人形態は、この「一般社団」または「公益社団」であることから、これらの法人組織を軸に「日本版の社会的企業」の構築に向けて議論を進めていくことが大切であろうと思われる。

（まえだ たくお・本学非常勤講師）

参考文献

- アダム・スミス著／水田洋〔訳〕（2003）『道徳感情論』岩波文庫
ケインズ著／間宮陽介〔訳〕（2008）『雇用、利子および貨幣の一般理論（上）（下）』岩波文庫
佐伯啓思（2000）『貨幣 欲望 資本主義』新書館
佐伯啓思（2003）『経済成長の終焉—資本主義の限界と「豊かさ」の再定義—』ダイヤモンド社
C. ボルザガ/J. ドッフルニ〔編〕、内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝〔訳〕（2004）『社会的企業—雇用・福祉のEUサードセクター—』日本経済評論社
塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一〔訳〕（1977）『シュムペータ 経済発展の理論（上）（下）』岩波文庫
堂目卓生（2008）『アダム・スミス『道徳感情論』と『国富論』の世界—』中公新書
内閣府「国民生活に関する世論調査」（<http://www8.cao.go.jp/survey/index-ko.html>）
ブルーノ S. フライ／アロイス・スタッツァー（2005）『幸福の政治経済学』ダイヤモンド社
前田拓生（2008）「事業型非営利法人の事業スキーム組成上の問題点と非営利協同組合型ノンバンクの必要性についての考察」『高崎経済大学論集』第51巻第1号
宮崎義一訳（1981）『ケインズ全書 第9巻』東洋経済新報社

37 一般社団および公益社団において、たまたま基金拠出者＝社員（議決権者）である場合を除いて、「基金拠出者である」ということが議決権の保有につながることはない。